岩労発基 1213 第２号
令和５年 12 月 13 日

関係団体　各位

岩手労働局長

# 冬季転倒災害防止対策の継続的な取組みについて

日頃から労働行政、とりわけ労働災害の防止につきましては、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、冬季の転倒災害の防止については、令和５年１月 24 日付け岩労発基0124第１号「冬季の転倒災害防止に係る「STOP!転倒災害プロジェクト」の重点的な取組みについて」により、２月を同プロジェクトの重点取組期間として取り組んできたところですが、今般、厚生労働省本省において「STOP!転倒災害プロジェクト」が終了されたところです。

しかしながら、当局管内においては冬季間の転倒災害防止は重要な課題であることから、今後は 12 月から翌年２月を「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定め、冬季の転倒災害防止に取り組むこととしたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、下記の事項の励行による冬季における転倒災害の防止につきまして、関係機関等に御周知くださいますよう、お願いいたします。

また、冬季転倒災害防止対策強化期間のリーフレットは別添のとおりですので、御活用願います。

記

１　安全委員会等における転倒災害防止に係る調査審議
２　職場巡視等による転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認
３　気象情報の活用によるリスク低減の実施
（１）　大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築

（２） 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
（３） 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

４　通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

（１） 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
（２） 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
（３） 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
（４） 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

５　労働者への対応など

（１） 防滑靴やプロテクター等の着用の推進
（２） 転倒災害防止のための安全な歩き方の指導・励行
（３） 転倒予防体操の励行